

宮行評委第16号  
平成23年 1月 7日



宮城県知事 村井 嘉浩 殿

宮城県行政評価委員会

委員長 星 宮 望

宮城県行政評価委員会大規模事業評価部会

部会長 増 田 聡

「大島架橋事業」及び「登米地区統合校に係る校舎等改築事業」に伴う  
大規模事業評価について（答申）

平成22年10月22日付け政第61号で諮問のありましたこのことについて、行政評価委員会条例第6条第1項第2号及び同条第7項の規定に基づき、大規模事業評価部会で審議した結果を別紙1及び別紙2のとおり答申します。

(別紙 1)

大島架橋事業については、行政活動の評価に関する条例第 5 条第 1 項に基づく書面（評価調書）をもとに、事業の必要性、有効性、適時性及び効率性等、同条例施行規則第 17 条第 1 項に定める基準に従い審議した結果、事業を実施することは妥当と認めます。

ただし、同条例第 10 条第 1 項に基づく書面（評価書）を作成するに当たっては、下記に掲げる事項について更に検討を行い、その結果を同書面に適切に反映させることを求めます。

## 記

- 1 架橋整備に伴い、大島地区への多くの車両の流入が見込まれ、住民の生活環境や島内における自然環境への影響も予想される。また、そうした島内の環境変化に伴い、地域振興策や既存産業のあり方等についても重要な課題となってくることから、今後想定される課題等の円滑な解決に向けて、気仙沼市をはじめ、地域住民や関係機関との十分な連携を図ること。
- 2 大島地区は、陸中海岸国立公園や海域公園などに指定されていることから、景観形成の調和に配慮するとともに、重要な観光拠点でもあることから、架橋を新たな観光資源として生かせるよう努めること。
- 3 建設費のコスト縮減や長期的な視点に立った維持管理に努めるとともに、近い将来高い確率で発生が予想される宮城県沖地震などの災害に備え、架橋構造の耐震化等について十分に留意すること。

(別紙 2)

登米地区統合校に係る校舎等改築事業については、行政活動の評価に関する条例第 5 条第 1 項に基づく書面(評価調書)をもとに、事業の必要性、有効性、適時性及び効率性等、同条例施行規則第 17 条第 1 項に定める基準に従い審議した結果、事業を実施することは妥当と認めます。

ただし、同条例第 10 条第 1 項に基づく書面(評価書)を作成するに当たっては、下記に掲げる事項について更に検討を行い、その結果を同書面に適切に反映させることを求めます。

## 記

- 1 新設校は、複数の職業系専門学科を統合した県内初の総合産業高校であることから、環境などの視点を踏まえ、独自のカリキュラムの創設や新たな教育システムの導入についても積極的に検討を行うなど、地域性を生かした魅力ある統合校の構築に向けて、その特色が十分に発揮できるよう努めること。
- 2 新校舎の配置計画では、敷地の制約上やむを得ず、道路を挟む配置となっていることから、交通管理者や道路管理者と協議を行うなど、生徒や教職員の道路横断時の安全対策について万全を期すこと。また、耐震性能やシックハウス対策などの施設環境についても十分に留意すること。
- 3 新たな総合産業高校の設置に当たっては、生徒や保護者などの学校関係者や地域住民とも意見交換を行うなど、工事期間中はもとより、開校後の施設運営についても相互に理解が得られるよう十分に配慮すること。